

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地  
第323会計隊北恵庭派遣隊長 廣瀬 裕美子

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
5LWR1XB00150	5MMQ1A21001 0001		5				
品名 または 件名							
水質検査							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
北恵庭駐業				北恵庭駐屯地			
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期			
北恵庭駐屯地				令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がB、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊北恵庭駐屯地 第323会計隊北恵庭派遣隊及び北部方面会計隊ホームページ

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：  
入札日時場所：令和7年2月18日（火）10時00分 北恵庭駐屯地 業務隊第1会議室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

### (1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
イ 全省庁統一資格申請において「役務の提供等」の「B」～「D」等級の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者であること。  
ウ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者  
エ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。  
オ 下記の「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

### (2) 保証金等に関する事項

- ア 入札保証金は免除とするが、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。  
イ 契約保証金は免除とするが、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

### (3) 入札の無効

- ア 第1項で示した競争参加に必要な資格がない者の入札  
イ 入札に関する条項に違反した入札  
ウ 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札  
エ 電報・電話・FAXによる入札  
オ 入札開始時刻に遅れた者による入札  
カ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。

- (4) 契約書の作成  
落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。また、駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」「暴力団排除に関する特約条項」及び「部分払に関する特約条項」を付する。
- (5) 落札決定方式  
総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) その他  
ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。  
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
ウ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書（写）を提出すること。  
エ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。  
オ 入札書の押印を省略する場合は、担当者名と電話番号を記入すること。  
カ 入札に参加する場合は、示された場所において「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ所要の事項を記載する。  
キ 本入札はコロナウィルス感染防止のため、郵便入札を推奨する。この際封筒に「入札件名」を明記し、資格審査結果通知（写）を同封し、令和7年2月17日（月）17時00分までに陸上自衛隊北恵庭駐屯地第323会計隊北恵庭派遣隊契約班へ必着とし、その際は電話にて担当者に到達確認を行うこと。  
また、当日参加を希望する場合は、令和7年2月17日（月）17時00分までに北恵庭駐屯地第323会計隊北恵庭派遣隊契約班へ連絡するものとする。  
ク 再度の入札についても前項と同様とし、令和7年2月26日（水）14時00分までに実施するので入札書は前日の17時00分までに陸上自衛隊北恵庭駐屯地第323会計隊北恵庭派遣隊に必着とする。  
ケ 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。
- (7) 仕様書に関する事項の問い合わせ先  
電話：0123-32-2101（内線：363）  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地 北恵庭駐屯地業務隊 管理科営繕班（担当：室（ムロ））
- (8) 入札及び規格等に関する事項の問い合わせ先  
〒061-1423  
北海道恵庭市柏木町531  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地 第323会計隊北恵庭派遣隊 契約班（担当：野中）  
電話：0123-32-2101（内線：487） FAX：0123-33-1472（直通）
- (9) 公告掲示場所及び期間  
ア 掲示場所：北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf.nae/fin/>  
イ 掲示期間：令和7年2月3日（月）～令和7年2月18日（火）

#### 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
  - 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 資本関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。  
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合  
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- (2) 人的関係がある場合  
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更生会社又は再生手続存続中の会社である場合を除く。  
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合  
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合



調達要求番号：5MMQ1A21001

仕 様 書										
件 名	水 質 検 査					仕 様 書 番 号				
						第 5 号				
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	給排水係長	作成者	作成年月日： 令和 7 年 1 月 29 日				
						作成部隊： 陸上自衛隊北恵庭駐屯地業務隊管理科				
						作 成 者： 室 技官				
						仕 様 書 枚 数	1 / 4	縮尺	—	
1 実施場所：北海道恵庭市柏木町531 陸上自衛隊北恵庭駐屯地										
2 期 間：令和7年4月1日～令和8年3月31日										
3 検査概要										
	一般検査		受水検査		全項目検査			特別検査		
	湧水浄水	都市水道	湧水浄水 2 2 項目	都市水道 2 1 項目	湧水浄水	原水	都市水道	原水 2 項目	原水 2 項目	湧水浄水 2 項目
項目数	9	9	22	21	51	40	51	2	2	2
年回数	8	8	3	3	1	1	1	12	4	4
<p>※1 湧水浄水：自己水源の水を浄水処理した後のもの 原 水：自己水源の水を浄水処理する前のもの</p> <p>※2 細部項目：水質検査項目別一覧表（別紙第1）による。 水質検査予定日表は（別紙第2）による。</p>										
4 採水場所：報告										
(1) 細部採水場所：官側の指示による。										
(2) 報 告：検査種類・採水毎に採水月以内に書類にて報告（水質検査結果報告書2部提出）										
5 採水・運搬実施要領										
(1) 採水日：官側の指示による。										
(2) 採水要領は、採水日に該当採水場所にて、官側立会いの上請負い者が実施するものとする。 採水に必要な容器等は、請負者負担とし採水容器の洗浄等についても請負者の責任において充分に行う。										
(3) 採水の方法については、別紙第3により汚染等に充分考慮し実施する。採水者は、作業の実施に当って身分証明書を携帯し、官側の請求に応じて掲示しなくてはならない。採水時に異常が認められた時は、直ちにその内容を官側に報告する。採水後の試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の処置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。運搬にあたっては試料水の信頼性・安全性等の確保の為、請負者以外の手に渡ることなく検査機関に運搬する。										
6 水質検査の結果等										
(1) 水質検査結果報告以外にも、試料の運搬経路、分析日時、分析した検査員の氏名、検量線のクロマトグラム並び濃度計算書及び分析の工程・機材等を時系列別に明確に確認できる資料を添付し提出する。										
(2) 水質検査体制及び設備状況等について確認するため、官側は随時請負者の検査施設に立入り検査を実施できるものとする。										
(3) 水質検査にて基準値等を越えた検査結果が検出した場合には、直ちにその結果を官側に報告する。 また採水試料に異常等を確認し（厚生労働省告示第261号による）検査が困難な場合は、直ちにその内容を官側に報告する。										
(4) 水質検査の精度管理・信頼性確保に留意している事項を記載した資料を提出する。										
(5) その他水質検査に関する資料等の提出依頼が官側よりあった場合は、速やかに提出する。										
7 その他										
(1) 各種検査はクリプトスポリジウム原虫検査を含め、独自に検査体制が確立していること。 但し、グループ会社にての検査であっても検査の再委託とみなすので認められない。										
(2) 厚生労働省が行う水道水質検査の精度管理に関する調査結果において、適正の評価を得ていること。										
(3) 細部不明な点は、官側との協議による。										

調達要求番号:5MMQ1A21001

水質検査項目別一覧表

番号	項目	基準値	令和7年度									
			一般検査		受水検査		全項目検査			特別検査		
			湧水 浄水	都市 水道	湧水浄水 22項目	都市水道 21項目	湧水 浄水	原水	都市 水道	原水 2項目	原水 2項目	湧水浄水 2項目
1	一般細菌	100CFU/ml以下	○	○	○	○	○	○	○			
2	大腸菌	検出されないこと	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下					○	○	○			
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/l以下					○	○	○			
5	セレン及びその化合物	0.01mg/l以下					○	○	○			
6	鉛及びその化合物	0.01mg/l以下					○	○	○			
7	ひ素及びその化合物	0.01mg/l以下					○	○	○			
8	六価クロム化合物	0.05mg/l以下					○	○	○			
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下					○	○	○			
10	シアン化イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下			○	○	○	○	○			
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下					○	○	○			
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/l以下					○	○	○			
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/l以下					○	○	○			
14	四塩化炭素	0.002mg/l以下					○	○	○			
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下					○	○	○			
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下					○	○	○			
17	ジクロロメタン	0.02mg/l以下					○	○	○			
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下					○	○	○			
19	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下					○	○	○			
20	ベンゼン	0.01mg/l以下					○	○	○			
21	塩素酸	0.6mg/l以下			○	○	○	○	○			
22	クロロ酢酸	0.02mg/l以下			○	○	○	○	○			
23	クロロホルム	0.06mg/l以下			○	○	○	○	○			
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下			○	○	○	○	○			
25	ジブromクロロメタン	0.1mg/l以下			○	○	○	○	○			
26	臭素酸	0.01mg/l以下			○	○	○	○	○			
27	総トリハロメタン	0.1mg/l以下			○	○	○	○	○			
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下			○	○	○	○	○			
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下			○	○	○	○	○			
30	ブロモホルム	0.09mg/l以下			○	○	○	○	○			
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下			○	○	○	○	○			
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/l以下			○	○	○	○	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/l以下			○	○	○	○	○			
34	鉄及びその化合物	0.3mg/l以下			○	○	○	○	○			
35	銅及びその化合物	1.0mg/l以下			○	○	○	○	○			
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/l以下			○	○	○	○	○			
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/l以下			○	○	○	○	○			
38	塩化物イオン	200mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○			
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下			○	○	○	○	○			
40	蒸発残留物	500mg/l以下			○	○	○	○	○			
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下					○	○	○			
42	ジェオスミン	0.0001mg/l以下					○	○	○			○
43	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/l以下					○	○	○			○
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下					○	○	○			
45	フェノール類	0.005mg/l以下					○	○	○			
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下	○	○	○	○	○	○	○			
47	pH	5.8以上8.6以下	○	○	○	○	○	○	○			
48	味	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○			
49	臭気	異常でないこと	○	○	○	○	○	○	○			
50	色度	5度以下	○	○	○	○	○	○	○			
51	濁度	2度以下	○	○	○	○	○	○	○			
52	嫌気性芽胞菌									○		
53	クリプトスポリジウム検査										○	
54	ジアルジア検査										○	
	項目数		9	9	22	21	51	40	51	2	2	2
	検査回数(回/年)		8	8	3	3	1	1	1	12	4	4

## 水 質 検 査 予 定 日 表

令和7年度

予定日	一般検査		受水検査		全項目検査			特別検査		
	湧水浄水	市水	湧水浄水	市水	湧水浄水	原水	市水	原水	原水	湧水浄水
			22項目	21項目	51項目	40項目	51項目	2項目	2項目	2項目
4月第2週			○	○				○	○	
5月第3週	○	○						○		
6月第2週	○	○						○		○
7月第2週					○	○	○	○	○	
8月第3週	○	○						○		○
9月第2週	○	○						○		○
10月第2週			○	○				○	○	○
11月第2週	○	○						○		
12月第2週	○	○						○		
1月第2週			○	○				○	○	
2月第2週	○	○						○		
3月第2週	○	○						○		
合計回数	8	8	3	3	1	1	1	12	4	4

## 1. 試料の採水方法

## 1) 給水栓

①鉛:5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目:①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

## 2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製の採水器具(2L以上)と、投げ込み用のロープ(10m程度)を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用する。

## 2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

## 3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上(満水)	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	(指定なし)	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ口 ガラス瓶	40mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	(指定なし)	100mL以上(満水)	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上(満水)	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	(指定なし)	50mL以上(満水)	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ口	50mL以上(満水)	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ガラス瓶	500mL以上(満水)	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	1000mL以上(満水)	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上(満水)	
13	その他の項目用	(指定なし)	2L以上(満水)	

\* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略

## 市場価格調査依頼書

殿

以下のとおり市場価格調査を依頼します。

分任契約担当官  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地  
第323会計隊北恵庭派遣隊長 廣瀬 裕美子

## 1 市場価格調査

契約実施計画番号	5LWR1XB00150				銘柄	納地	
調達要求番号	物品番号		単位	数量		引渡場所	指定
品名					使用期限等		
部品番号 または 規格						搬入場所	
使用器材名				仕様書番号		納期	
5MMQ1A21001 0001			ST	1.00		北恵庭駐業	
水質検査						北恵庭駐屯地	
仕様書のとおり						北恵庭駐屯地	
					5	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)	

上記項目を含む要求品目の内容については、品目等内訳書に記載する。

## 2 市場価格調査提出日時

令和7年2月17日(月) 12時00分

## 3 市場価格調査提出場所

第323会計隊北恵庭派遣隊

## 4 備考

- 税抜き金額で調査をお願いします。
- FAXにて回答をお願いします。郵送等は必要ありません。
- 回答は、送信した品目等内訳書に記載し会社の横バンと担当者記載してFAXしていただくか、貴社所定の様式でFAX送信してください。
- 回答先(担当者)  
〒061-1423  
北海道恵庭市柏木町531番地  
陸上自衛隊北恵庭駐屯地  
第323会計隊北恵庭派遣隊契約班 担当:野中  
電話:0123-32-2101(内線487)  
FAX:0123-33-1472